

公立小松大学 技術コンサルティング約款

制定 令和5年12月13日
教育研究審議会

(技術コンサルティングの実施)

- 第1条 公立大学法人公立小松大学（以下、「本学」という。）は、民間企業等（以下、「委託者」という。）に対し、技術コンサルティングを実施する。
- 2 技術コンサルティングの相談内容並びに期間、回数及び時間は、技術コンサルティング申込書兼受諾書に記載のとおりとする。
- 3 技術コンサルティングは1件あたり原則10時間までとする。

(技術コンサルティング料)

- 第2条 1時間当たりの技術コンサルティング料は1万円とする。
- 2 委託者は、技術コンサルティング申込書兼受諾書に記載の技術コンサルティング料を公立小松大学が発行する納入通知書により、委託者が受諾書を受領した日から15日以内に納付するものとする。なお、振込手数料は、委託者の負担とする。
- 3 委託者から納付された技術コンサルティング料は理由に関わらず原則、委託者に返還しない。

(知的財産権・所有権等の取扱い)

- 第3条 技術コンサルティングにより発明等の発生が予測される場合には、速やかに共同研究契約、受託研究契約に移行するものとする。
- 2 技術コンサルティング料により取得した機器、設備その他の物品の所有権は本学に帰属するものとする。

(技術コンサルティングの中止)

- 第4条 本学及び委託者は、双方協議の上、技術コンサルティングを中止することができる。

(法令遵守)

- 第5条 本学及び委託者は、技術コンサルティングの実施にあたっては、本学の規則及び法令等を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第6条 本約款の有効期間は、本技術コンサルティング期間とする。

(協議)

- 第7条 本約款に定めのない事項は、本学及び委託者が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

附 則

- 1 この約款は令和5年12月13日から施行する。